

「これからの地方分権」についての展望 ～都道府県知事からの意見～

○平成 29 年 4 月 14 日、全都道府県知事に対し、これからの地方分権の展望に関するアンケート調査を実施した。

【都道府県知事からの意見】

地方分権改革の進め方

- これまでの提案募集方式などの地方分権改革を着実に継続すべき。
- いまだに「従うべき基準」が残っており、地域の実情に見合った施策の展開が困難。
- 地域の自主性を妨げる組織や人員配置等に関する必置規制を、さらに見直すべき。
- 何のためにどのような権限を移譲するのかを明確にしておくとともに、省庁の枠を超えて必要な権限をパッケージ化して移譲することが必要。
- 平成 30 年度から、医療・介護の一体改革で都道府県の役割強化が予定されているが、その実効性を高めるために、権限移譲を含めた都道府県の権限強化が必要。
- 地方分権改革の取組みに対する評価を時期ごとに行う必要がある。
- 今の全国知事会は、従来の国対地方の構図から、国との協力・連携、各自治体間との調整を図ることの役割が期待されている。
- 「国と地方の協議の場」について、地方からの開催申し出に対する応諾義務及び協議結果の遵守義務の明文化が必要。さらに、具体の個別政策や地域課題解決を図るための分科会を設置すべき。
- 国自らも、出先機関の見直しを含めた、国と地方の役割分担の適正化を図るなど、主体的に地方分権改革に取り組むことが必要。
- 地方分権改革有識者会議に、国と地方の役割分担を検討する分科会を設置すべき。
- 東京一極集中の是正を大きな課題として捉え、そのための制度面からの見直しも含め、議論を行う必要がある。
- 縮減する地域を維持するために、どういった制度や法体系が適切かという大きな議論が必要。
- 人口減少時の地域社会を維持するため、都市部と地方部の二地域居住を推進する仕組みを検討すべき。
- 今の隘路を打開するためには、これまでの価値観中立行政から、「共生」という概念を踏まえ、国と地方は積極的にこの国を再構築しなければならない。

地域のガバナンスと住民自治

<理念>

- 地域の実情に応じた施策を展開するため、さらなる権限移譲と、それを自らの責任のもと実行するための財源の確保が必要。
- 画一的な分権を進めるのではなく、それぞれの地域の特性や実情が尊重され、それに合わせた選択可能な多様な制度と具体的な取組が重要。
- 県民と行政の間にあるニーズのギャップをどのように埋めるかが課題。
- 住民が意思決定プロセスに関わることが重要。
- 議論を通じて醸成された住民の意見が地方自治体のガバナンスに反映されることが住民自治の本質。

- 住民が自立するとともに、基礎自治体と広域自治体も自立する覚悟が求められる。
- 地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、実証実験として特区的な対応を行うことができる仕組みが必要。
- 地方分権の成果を住民に還元していくことが必要。
- 住民の直接選挙で選ばれた首長と議会が、それぞれの役割を果たしながら、住民の意思を反映した施策を実施すべき。
- 共通の文化・歴史・価値観等を持つ圏域としての意思決定の仕組みがなければ、民主主義は成り立たない。
- 県は、ローカルメディアが県単位であることもあり、県民との情報共有がしやすく、情報の共有から県政への参画という住民自治が作りやすい。
- 自助、共助、公助の仕組みを活用して、持続可能な新しい社会参画システムを構築していくべき。
- 低迷を続ける投票率は、住民自治の根幹を揺るがしかねず、国として何らかの法的な制度設計を検討すべき。

＜役割分担と連携＞

- 国の役割は、国家の存立に必要なものや全国的な視点で行うべきものに限定し、その他の役割は地方が担うべき。
- 国がナショナルミニマムをきちんと再定義し、それ以外の事務や権限をすべて地方に任せるべき。
- 住民に最も身近な基礎自治体が最大限の役割を担うことを最優先にし、広域的な事務は都道府県が行うという役割分担であるべき。
- 従来の補完性の原理に基づく分権だけでなく、国と地方公共団体の新たな連携が必要。
- 市町村の規模や能力が十分でない場合も多く、都道府県による広域調整や支援の必要性が高まっている。
- 地方公共団体間の連携、さらに、大学・企業・NPO・地域運営組織を始め多様な主体との協働及び連携を進めていくことが必要。
- これまでの団体自治優先の役割分担論から、広域行政、連帯行政のあり方を考えていくことが必要。
- 東日本大震災とそこからの復興における自治体間の連携は、質も量も空前のもので、将来に向けて様々な分野で活かしていける。
- 現行の広域連合制度に、長の直接公選制の導入や課税権の付与など制度の充実が必要。
- 地方の中でも、都市部と地方部が一人の住民を巡って、協働連携体制になることが必要。
- 都市部では、地域社会を支える担い手は、既存の自治会組織ではなく、同じ目的を持って集まったNPOなど多様な団体とすべき。
- 市町村よりも小さな単位（集落等）の活動が成り立つよう、地域のガバナンスのあり方、権限委譲について、新たな観点での議論が必要。
- 新しい公共セクターを法的に位置付け、地域における行政施策の一翼を担わせるべき。
- 行政と住民のみならず、住民同士が目的を共有して一緒に行動することが必要。
- 住民が積極的に地域を支える活動に参画できる仕組みが必要。
- 普段からまとまりのよいコミュニティは、災害対応でも主体性を発揮する。消防団が祭りの担い手にもなるように、危機管理体制が文化のレベルにまで高まったものであり、大事にしたい。
- 国、都道府県、政令指定都市などの大都市、その他の市町村のあり方及び役割分担について議論が

必要。

- 政令指定都市などの大都市においては、行政区を特別区に改め、各区の自治能力を高めるとともに、市域全体の行政を県と市で一元化できるよう、地域の実情に応じて制度を選べるようにすべき。
- 道州制など、新たな広域行政のあり方について検討する必要がある。

憲法と地方自治

<現行憲法に関して>

- 憲法上、「地方自治の本旨」を明確化すべき。
- 地方公共団体の定義、国と地方との役割分担を憲法に明記すべき。
- 国と地方の役割分担を踏まえ、条例（自治立法権）と法律（国会の立法権）の関係を見直すべき。
- 「財政自主権の保障」を憲法に明記すべき。
- 立法プロセスに関して地方自治体が関与する仕組みを制度化すべき。
- 国による地方への関与のルールを規定すべき。
- 地方の意思が十分に反映され、国と地方が対等な関係で合意を形成できる統治・政治システムが必要。
- 「地域のガバナンスと住民自治」の展望を踏まえ、地方自治のあるべき姿に向け、憲法改正の議論が必要。
- 憲法改正に向けては、国民の意見、地方の意見を十分踏まえながら、慎重に進めていくべき。
- 現行憲法に違和感はないが、社会情勢の変化に備え、研究しておくことは必要。

<参議院選挙における合区を始めとした選挙制度>

- 国の政治は、地方との連携があってこそ成り立つ。国の政治と地方自治のバランス論についてもう一度考え直し、新しい自立の概念を作るべき。
- 生活圈や経済圏などの地域の一体性を尊重し、地方の声が国政に反映される選挙制度とすべき。
- 一票の格差の是正のためではなく、地域格差を是正する選挙制度改革が行われるべき。
- 参議院を「地方の府」として地域代表の機能を担わせるべき。
- 国会に地方の声を確実に届けるため、都道府県単位で国会議員が選出されるよう制度を改めるべき。
- 参議院の選挙区は、都道府県を単位とし、地方の首長が国政に参加することが望ましい。
- 現行憲法下でも、地方政治の自立性を尊重すべく、国会議員の地方代表性は認められると考える。
- 合区問題を早期・確実に解消するため、公職選挙法改正により選挙区定数を増やすことを優先して検討すべき。
- まずは、二院制のあり方や意義について、幅広い観点から検討すべき。
- 都道府県議会議員の選挙区の決め方について、地域の実情に即して地方の裁量を拡大すべき。

地方税財政

<全般>

- 国・地方を通じて、中長期的に安定した税財政の枠組の構築が必要。
- 地方交付税を含めた一般財源総額の充実が必要。
- 地方自治体の権限や責任の拡大に見合った、自主的・自立的・持続可能な地方行財政制度を構築すべき。

- 国と地方の役割分担に応じて国・地方間の税財源配分のあり方を見直し、税源移譲を進めるべき。
- 国と地方の税源配分が、少なくとも1対1となるよう見直すべき。
- 社会保障における金銭給付は国、現物・サービス給付は地方という役割分担が可能となるような財源配分が必要。
- 国税と地方税、地方間の地方税の配分見直しなど、偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築すべき。
- 限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現のための地方税財源の拡充と安定的な地方税体系に向けた改革が必要。
- 地域間格差の拡大に対応するため、「地方共有税」のような考え方の本格導入について検討すべき。
- 地方の課税自主権の拡充を制度的に保障すべき。
- 補助金や交付金といった脇道ではなく本筋にメスを入れ、自主財源の拡充を目指すべき。
- 地方自らも知恵を絞り、新しい地方税源など財源確保に向けて努力する必要がある。
- 具体的な税制改正の提言を全国知事会において積極的に国に対して行っていくべき。または、各都道府県が共同歩調で課税自主権を行使していくべき。

＜地方交付税制度＞

- 地方の財政需要を的確に積み上げ、地方交付税の法定率を引き上げることで、地方交付税の総額を確保すべき。
- 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能を強化すべき。
- 臨時財政対策債や臨時的な措置でようやく地方交付税制度が機能している状態は、持続可能とは言えない。
- 国による地方交付税を使った政策誘導は極力排除すべき。
- 地方の実情が適切に反映される制度であるべき。
- インフラが経済的な富を生むことを考えれば、事業費補正にとどまることなく、そのような経済効果を格差として捉える方向も必要。

＜その他＞

- 現在、国で検討中の森林環境税（仮称）など、国が後から同様の税制を提案してくる場合、地方の独自性と主体性を貫徹するにはどうしたらよいか議論すべき。

各都道府県知事 様

日頃から全国知事会の運営に関しご協力いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、全国知事会地方分権推進特別委員会では、昨年 11 月に「地方分権に関する研究会」を設置し、新たな地方分権改革を展望すべく議論を進めているところです。

一方で、社会を取り巻く高度化かつ複雑化した諸課題を解決するためには、全都道府県が一致団結して取り組んでいく必要があります。

そこで、各都道府県知事ご自身の「これからの地方分権」についての展望をお聞かせいただき、今後の議論に反映させていきたいと考えています。

つきましては、研究会におけるこれまでの議論もお踏まえいただき、別紙によりアンケートにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

平成 29 年 4 月 14 日

全国知事会地方分権推進特別委員会

委員長 鳥取県知事 平井伸治

(別紙)

これからの地方分権に関するアンケート

都道府県： _____

区分	展望
地域のガバナンスと 住民自治	
憲法と地方自治	
地方税財政	
その他	